

# 石垣市教育大綱

## (改正案)

令和 年 月

石垣市

石垣市教育委員会

# 石垣市教育大綱（令和元年度～令和3年度）

## 基本理念・基本目標

「豊かな風土の中で育ついしがき」を基本理念とし、「人間性豊かな人材の育成を目指す教育の推進」を基本目標とします。

## 基本方針

### 1. 自ら学ぶ意欲を育み、潤いと生きがいのある生涯を通じた学習の推進

行政、学校、家庭、地域が連携して、子ども達の**学力の向上**と**幼児期からの豊かな心の育成**と**学力の向上**を図り、社会の変化に対応できる能力の育成に努めます。また、市民の多様化・高度化する学習ニーズに応え、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の整備とスポーツ・レクリエーション振興の環境整備を進めます。

### 2. 国際化、情報化社会に対応した教育の推進

国際化、情報化社会へ対応した学校教育を推進するため、石垣市の地理的特性を活かした、国際性豊かな視野の広い人材の育成を図ります。また、急速に進展する情報化社会へ対応するため、情報及び情報手段を主体的に選択・活用できる人材の育成を目指します。

### 3. 地域・家庭の連携を図り、青少年の健全育成を推進

青少年の健やかな成長を図るため、家庭・学校・地域が連携し、家庭教育への支援を充実させると共に、社会奉仕体験や生活・自然体験活動を通し、地域の教育力の活性化を図ります。

### 4. 郷土の自然・文化を学び、地域に誇りを持てる教育の推進

**石垣市**の郷土の歴史や文化に触れ、伝統文化や文化財に対する理解を深めると共に、本市の自然・歴史・伝統に誇りと愛着を持つ、郷土教育を推進します。

### 5. 質の高い学校教育、保育の量的拡大・確保、地域の子ども子育ての推進

子ども一人ひとりが、健やかに成長していくことを支援するため、人材の確保と幼児期における質の高い教育・保育を受ける環境づくりに努めると共に、保育基盤の整備等、保護者の就労に応じた施設利用等の環境づくりを図ります。

石垣市教育大綱体系図(改正案)

【大綱】

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

【施策の方向】

石垣市教育大綱

「豊かな風土の中で育つ いしがき」

「人間性豊かな人材の育成を目指す教育の推進」

自ら学ぶ意欲を育み、潤いと生きがいのある生涯を通じた学習の推進

- (1) 豊かな心の育成
- (2) 確かな学力の向上
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 食育の推進
- (5) 特別支援教育の充実
- (6) 幼児教育の充実
- (7) 個性を大切にする教育の推進
- (8) 魅力ある学校づくりの推進
- (9) 生涯学習推進体制の充実
- (10) 社会教育施設の利用促進及び事業の充実
- (11) 生涯学習関連事業の充実
- (12) 総合型地域スポーツクラブの育成
- (13) 生涯スポーツの環境整備

国際化、国際化した教育の推進、情報化社会に対応

- (1) 国際性豊かな人材育成の推進
- (2) 国際理解教育・外国語教育の推進
- (3) 小中学校外国語学習支援員の活用
- (4) 情報教育の推進

地域・家庭の健全育成を回り、青少年の健全育成を推進

- (1) 関係機関・団体との連携強化
- (2) 青少年健全育成関係機関との連携
- (3) 地域活動及び生活体験の充実
- (4) 地域の教育力の活性化
- (5) 子ども若者自立支援の推進
- (6) 社会教育諸学級の開設
- (7) 社会教育施設におけるサークル活動の活性化
- (8) 各自治公民館活動の活性化促進
- (9) 地域PTA指導者の育成
- (10) 社会教育関係団体の育成・活動支援
- (11) 市立図書館と学校図書館との連携
- (12) 子どもの読書活動への支援・家読の推進
- (13) 図書館活動の充実

郷土の自然・文化を学び、地域に誇りを持てる教育の推進

- (1) 伝統芸能の技術・技能の継承・保持者の育成
- (2) 新たな文化の創造、芸術文化の振興
- (3) 文化団体の育成
- (4) 文化財の**保存整備保護**と活用
- (5) 埋蔵文化財の**保存**と活用
- (6) 指定文化財の**維持と管理**の充実
- (7) 文化財指定の推進
- (8) **史跡フルスト原遺跡保存整備**  
**指定文化財に関する詳細調査・研究の推進**
- (9) 市史等の編集発行及び関係資料の収集と情報提供
- (10) 博物館事業の充実

質の高い学校教育、保育の量的拡大・確保、地域の子ども子育ての推進

- (1) 既存保育施設等の受入枠の拡充
- (2) 認可外保育施設の認可化、地域型保育事業への移行促進
- (3) 認定こども園の普及促進
- (4) 教育と保育を一体的に提供できる人材の育成
- (5) 教育基盤、保育基盤の確保
- (6) 地域型保育事業の促進